

諮問庁：地方独立行政法人北九州市立病院機構理事長

諮問日：令和 5 年 1 月 1 5 日（諮問第 7 9 号）

答申日：令和 6 年 6 月 1 4 日（答申第 7 9 号）

答 申 書

第 1 審査会の結論

本件審査請求の対象となった保有個人情報のうち、不開示とした産業医診断書に記載されている病名、医師の所見及び医師の印影について、開示すべきである。

第 2 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

令和 5 年 4 月 1 4 日付けで個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「法」という。）第 7 7 条第 1 項に規定する開示請求権に基づき行った「市立医療センター 裁判所提出用 傷病名を医療所見が骨挫傷と半月板逸脱と半月板欠損なのに加齢による変形性膝関節症とした根拠文書」を対象とする保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の開示請求に対して、同年 4 月 2 5 日付け北九病医経第 2 6 号により地方独立行政法人北九州市立病院機構理事長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、取消しを求める（以下「本件審査請求」という。）。

2 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、概ね次のように要約される。

市立医療センターが持っている文書の開示請求である（他院ではない）から、不開示決定の取り消しを求める。

第 3 処分庁の主張

1 処分庁の主張の要旨

処分庁の主張は、概ね次のように要約される。

- (1) 原処分における不開示情報は、審査請求人の就労先より提供があった産業医診断書に記載されている病名、医師の所見及び医師の印影である。
- (2) 一般に、診断書は医師から患者に交付されるものであるため、患者本人にとっては既知の情報のはずだが、当該診断書については審査請求人ではなく審査請求人の就労先から提出されたものであり、審査請求人に確認すると内容を知らないというものであった。

- (3) 当該診断書は、審査請求人の就労先から処分庁に対してなされた情報提供であり、他院からの診療情報提供書等と同等とみなし、法第 78 条第 1 項第 3 号ロに該当すると判断した。

2 結論

よって、原処分は適法かつ正当な処分であり、本件審査請求は理由がないから、棄却を求める。

第 4 審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、審議を行った。

- ① 令和 5 年 1 月 15 日 諮問の受付
- ② 令和 6 年 1 月 19 日 審議
- ③ 令和 6 年 2 月 13 日 処分庁からの意見聴取、審議
- ④ 令和 6 年 3 月 26 日 審査請求人の口頭意見陳述、審議
- ⑤ 令和 6 年 4 月 16 日 審議
- ⑥ 令和 6 年 6 月 4 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

当審査会は、本件審査請求の対象となった本件保有個人情報の一部開示決定について、処分庁及び審査請求人の主張を検討した結果、以下のとおり判断する。

1 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、傷病名を骨挫傷、半月板逸脱及び欠損ではなく加齢による変形性膝関節症とした根拠文書であり、不開示とされたのは産業医診断書に記載されている病名、医師の所見及び医師の印影（以下「本件不開示情報」という。）である。

2 法第 78 条第 1 項第 3 号ロ該当性について

法は、第 78 条第 1 項柱書にて、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報について不開示情報を除き、開示しなければならないとし、不開示情報として各号に掲げる情報を定めている。

第 3 号ロに掲げる情報は、「法人その他の団体（略）に関する情報」かつ、「行政機関等の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたもの」であって、「法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」である。

当審査会が処分庁に確認したところ、「審査請求人の就労先から提供を受けたものであり、審査請求人がその内容を知らないことから、診療情報提供書等と同様のものとみなした。提供を受けた当時、開示しないことについて双方の合意があったか否かについては、定かではない。」とのことであった。同号ロに規定する「開示しないとの条件」があったというためには、開示しないことについて双方の合意が前提となる。本件のように、提供当時、開示しないことについて双方の合意の有無が定かでない場合において、同号ロの条件があったとみなすことはできず、本件不開示情報については、いずれも同号ロに該当するとはいえない。

なお、当審査会が処分庁を通じて当該産業医に本件不開示情報を開示した場合の支障について確認したところ、当該産業医からは全て開示して差し支えない旨の回答があった。

よって、当審査会としては、本件不開示情報はいずれも同号ロに該当せず、開示することが妥当と判断する。

3 まとめ

以上のとおり、本件保有個人情報につき処分庁が一部開示とした原処分のうち、不開示とした部分は、開示すべきであると判断し、前記第 1 のとおりとした。

北九州市個人情報保護審査会

会長	時 枝 和 正
委員	姜 信 一
委員	重 永 西 子
委員	神 原 ゆうこ
委員	川 島 悠 子